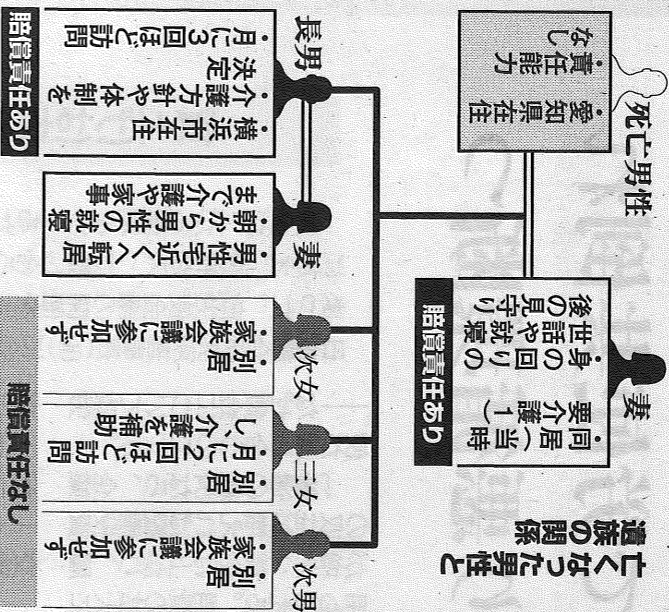


亡くなった男性と
遺族の関係



家族の責任とこれまで 徘徊中、線路に…遺族に賠償命令

家を出て徘徊していた認知症の男性が線路内に入り、列車にはねられて亡くなった。この男性の遺族に対し、「事故を防止する責任があった」として、約720万円を鉄道会社に支払うよう命じる判決が出された。認知症の人を支える家族の責任を重くみた裁判所の判断。関係者には懸念の声が広がっている。

妻がまだごらんだった一瞬

事故は2017年12月に起きた。愛知県に住む当時91歳とる、列車にはねられた男性が、JR東海道線の共線路に入った経路はわかっておらず、列車にはねられて死亡した。男性は要介護4。身の回りの世話は同居する当時85歳の妻と、介護のために横浜市から近所に移り住んだ長男の妻が担っていた。この男性が外出したのは、長男の妻が玄関に片付けに行き、男性の妻がまだごらん、わずかな間は、死亡した男性には「責任能力がなかった」とし、遺族男性はホトムの端から数メートル離れたところだ。

【07年12月7日】JR東海道線、JR東海道線
午後5時ごろ、JR東海道線、JR東海道線
午後5時ごろ、JR東海道線、JR東海道線
午後5時ごろ、JR東海道線、JR東海道線
午後5時ごろ、JR東海道線、JR東海道線



判決「見守り怠った」

「認知症の人は閉じ込められ、20万円の支払いを求め、名古屋地裁に提訴した。JR側は、遺族には「事故を防止する義務があった」と主張。訴えられた遺族側は、徘徊歴は過去に2回だけで事故の予見はできなかった、な生じた場合は、損害の請求をするのが基本的な立場。ただ訴訟にまで発展するケースはここ数年は例がないという。同社は「認知症の人の介護が大変だ」といっことは理解しているが、損害が発生している以上、請求する必要があると考えた」としている。

施錠しないのか

長男(3)のコメント 判決が指摘する「出入口のセキを切ったままにしている」といっことは事実を全て「ヘルパーを依頼すべきだった」といっ事実を全て「監視義務を怠らなかつた」と認められないと結論づけた。死した男性の妻について「事実上の監督者」と認定した。さらに徘徊歴や見守りの状況から事故は予見できた、と指摘。男性の認知症が進行しているのに、ヘルパーの手配など在宅介護を続ける対応策をとらなかつたなどとして、「監視義務を怠らなかつた」と認められないと結論づけた。死した男性の妻について「監視義務を怠らなかつた」と認められないと結論づけた。死した男性の妻について「監視義務を怠らなかつた」と認められないと結論づけた。

「補償の仕組み必要」 ■無施設の施設、落胆

無施設の方針は監督責任のりに声がかかるなど、地域で見守る意識を高めることが、ま里代表理事は「判決の考えをすます大事になる」と語る。方で「今まで積み重ねてきたことを無視された気持ちにな子・東洋大学准教授は、徘徊事故防止に関して、鉄道への公共性の高い企業の責務を「安心して徘徊できるま指摘する。「鉄道会社は認知症についてきちんと知っておべきだ。その知識を踏まえ不明者が出た想定などで恒例で、駅や踏切で事故リスクを軽減する対策を取ってほしい」と(編集委員・友野賢世)